

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体	理由
ダム事業	渡良瀬遊水池総合開発（期）事業 関東地方整備局	治水の必要性は高いものの現段階において利水予定者の事業参画の意思表示がないため、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。なお、治水対策については別途検討が妥当。
	清津川ダム建設事業 北陸地方整備局	「治水面では、信濃川流域における治水安全度の向上が必要かつ重要であるが河川整備の優先順位が不明確であること、また利水面では、現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられることから、清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である」という清津川ダム専門委員会の答申を最大限尊重し、清津川ダム実施計画調査の中止は妥当。
	紀伊丹生川ダム建設事業 近畿地方整備局	治水・利水上の必要性はあるものの、社会経済情勢の変化に伴う水需要計画の変更によりスケールメリットが低下するとともに、環境面に配慮し、総合的に判断して事業を中止する。
	中山川ダム建設事業 愛媛県	利水者が事業に不参加の意向となり、ダム事業の緊急性が薄れてきたことから、国庫補助中止が妥当。